

自治基本条例制定に向けてのこれまでの議論の概要
 テーマ「こんなまちに住みたい」を地域でつくるには
 Aグループ①

「笑顔」があるまち

情報共有

町民相互の情報共有

美幌に必要なことの共有認識

情報の共有のための情報提供の方法の検討

町民のまちづくりへの参加

全町民がまちづくりに参加

まちづくりの役割の分散化

「安心」なまち

子ども

地域で子どもを育てる

子どもや子育て世代が安心して生活できる環境

コミュニティ

世代間の繋がりが希薄

隣同士の付き合いを大切にする

お互い（お隣）の状況を知る

地域間で助け合うまち

小さなコミュニティを守る

美化

総合計画で規定する環境美化が進んでいない

美化活動が必要

計画策定後の検証

計画・柱はあるが実際に取り組む人がいない

計画は作るだけ、その後の取組の検証がない

まちのPR

美幌から発信するものがない

誇れるもの、自慢できるものがない

子どもの意見

中高生の意見をまちづくりに活用する

子どもが将来誇りを持つまち

町内の各団体の情報交換が必要

まちづくりへの参加

自治会・地域活動を行う際の参加しやすい機会の確保

住民でやれることは住民で

若い世代のうちから地域づくりに参加する

テーマ「こんなまちに住みたい」を地域でつくるには
A グループ②

景観・PR

まちの顔がわかる景観づくり

PR が下手

行政には頼らない

何でも町でやってもらうことはできない

国や道は頼りにできない

まち全体、全員での取組が必要

協働

住民と住民との協働

異なる世代同士の協働

情報提供、意見集約

行政の住民への情報提供方法

行政が住民へ情報提供を義務づけるシステム

行政が住民の声を聞くシステム

ボランティア

好きな時間でボランティア
ができる運動

ボランティア宣言、
ボランティアに取り組む規定

農業

美幌は農業のまち

農業へのサポートをどうするか

若い世代の農家の活動機会の提供

消費者と産業との連携

自治会

自治会と行政が向かいあう規定

自治会の活動が低迷

町民憲章をベースにした前文

無関心の人にいかに関心を持ってもらうか

テーマ「こんなまちに住みたい」を地域でつくるには
Bグループ①

自然

緑や小動物や自然と共存したまち

自然豊かで小動物が寄るまち

広葉樹が多い町並み

安心安全

安心して暮らせるまち

子どもの安心・安全

安全なまち

個の活躍、個の尊重

各人の（得意）分野でがんばるまち

夢を持てる、夢を実現できる、それをサポートできるまち

住民がそれぞれに活躍することが必要

個々人の挑戦を大切にする

議会

議会は質問ばかり

議員もマニフェスト選挙を

質問への回答だけでなく議論を

行政の役割

行政は住民のアドバイザー

行政はコーディネーター役に

近所づきあい

ご近所づきあいの底からの発揮

近所の情報がない

挨拶が重要

美幌のアピール

観光客が住みたいと思うまち

自分に誇りを持てるまち

美幌の良さがわからない、説明できない

美幌の良いところを認めるまち

コミュニティ

地域で支えるまち（高齢者ケア）

コミュニティの強化

若者がコミュニティに気軽に参加できるまち

コミュニティの強化

みんなで支え合う

町民一丸となり互いに支えるまち

支え合える地域力があるまち

情報

情報の共有

情報が必要

住民協働のための情報、問いかけの必要性

役場の仕事の中身を町民は知らない

行政は住民が使える情報の発信を

情報は理解を深め、まち興しのための道具

まちづくりへの参加

自分たちで出来ることは自分たちです

まちを良くするのは当たり前という気概

よいまちをつくるための想いを吸い上げる場が必要

まちづくりに参加するきっかけづくりが必要

町政への参加しやすいルートの確保が必要

テーマ「こんなまちに住みたい」を地域でつくるには
Bグループ②

世代間交流

子どもと高齢者とのつながりができるまち

子どもから大人まで集うイベントの開催

住民協働

ネットワークの構築が必要

この分野の知恵がほしいときに知恵をもらえるまち

イベント、まちおこしを思いついた人ができる仕組み

条例制定後

基本条例は実践のためのルールに

条例をつくった後、どう活かしていくか

テーマ「こんなまちに住みたい」を地域でつくるには
Cグループ

特産品

美幌町には特産品、美幌だけのものがない

特産品による町のPR

特産品のPR方法等の支援のルール化

医療・福祉

医療・福祉が充実したまち

障害者にとって住みやすいまち
→全ての人に住みやすいまちへ

町民の意見、参加

町民の声を聞くことができるまち

各団体等の幅広い意見を反映させるルールが必要

若者の意見を取り入れるためのルールが必要

いろいろな人が参加できるためのルールが必要

様々なことを話し合える場が必要。
それに対する行政支援のルール化

議 会

議会での町長、当局から議員への反問権

町民は町や議会にお任せではないけない

自治の気運を高めることが必要

情 報

情報の共有

町や議会での論点、決定事項等の住民
への周知が不足

町民の話し合いを支援する情報の提供

情報提供の義務化

情報共有、地域力結集のためのルール
づくり

地域力の結集

財政面以外での行政の支援

条例の実効性担保

条例制定後の進捗管理は町から独立した機関による管理が必要

ルールに違反した際の責任規定